



2019年11月8日

各位

会社名 株式会社 岩手銀行  
代表者名 取締役頭取 田口 幸雄  
(コード番号 8345 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役総合企画部長  
佐々木 泰司  
(TEL 019-623-1111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社岩手銀行(頭取 田口 幸雄)は、2019年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じて、株主のみなさまへの利益還元の実現を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	330,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.84%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,000,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2019年11月12日~2020年3月13日
(5) 取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)を含む市場買付け

(注) 市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性がある。

(ご参考) 2019年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	17,920,342株
自己株式数	577,444株

以上